

山形県 県史だより

第17号

山形県総務部学事文書課分室 県史資料室

ワツパ騒動義民之碑
鶴岡市水沢大松庵
地内に 2009年9月11
日建立。



ワツパ騒動については、『山形県史第四巻 近現代編上』(一九八四年)に紹介され、その後しばらく研究の大きな進展は見られなかった。しかし、地元庄内で、二〇〇四年からワツパ騒動を学び顕彰する活動が始まり、二〇〇八年には、正式に「義民顕彰碑建立」を目標に「ワツパ騒動義民顕彰会」が発足し、翌年九月、七百数十名の賛同を得て「ワツパ騒動義民之碑」の建立を果たした。この顕彰会の活動並びに顕彰碑建立により、再びワツパ騒動の研究に火がつくこととなった。

要求と村役人の不正追及運動、(三) 森藤右衛門の建白運動と過納金償還訴訟運動、(四) その後、と四期でとらえていたが、今は時系列に七期としている。(一) 前史、(二) 石代納闘争の始まり、(三) 内務少丞松平正直裁定とその後、(四) 組・村入用費不正追及運動と指導者の逮捕、釈放運動、(五) 森藤右衛門による訴訟闘争、(六) 児島惟謙の裁判と二年後の判決言い渡し、(七) 児島判決その後、である。

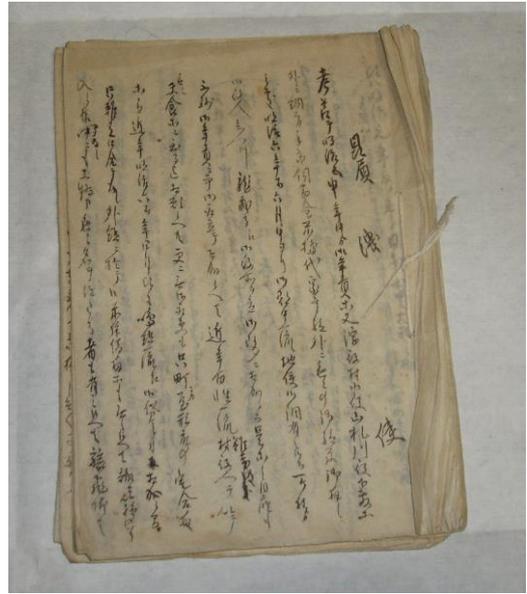
顕彰碑建立の年の十二月、ワツパ騒動に立ち上がった農民自ら書き留めていた日記が見つかった。その日記は表紙が無く、「助右衛門」と記載はあるが村名は不明である。内容から榎引地域の桂俣村農民ではないかと推測している。そこで、今のところ「仮題」ワツパ騒動日記(齋藤三郎氏蔵)としている。

これまでワツパ騒動は、主に公文書、県の取締りや取調べの文書、訴訟裁判史料によって研究されてきたが、この発見は、農民の側の史料

〈特別寄稿〉「ワツパ騒動」研究の新たな始まり

ワツパ騒動義民顕彰会 事務局長

升川 繁 敏



「(仮題) ワッパ騒動日記」 齋藤三郎氏蔵。

の発見という事で画期的な事であった。この日記を読むと、農民達の怒りや迷い、周囲の村々との関係など、生々しい様子や切羽詰まった状況が伝わってくる。その一部を紹介したい。

まずは、石代納嘆願運動の始まりの頃の様子である。

明れば戊正月元日ニ至る、「新暦明治七年二月十七日」弥(いよいよ)組一統、村評議二いたり、【(加筆) 当村ハ何替次第無之候、只大庄やノ御達しのミニて引取ける】稻荷村杯(など)ハ御上へ願書ヲいたス、是文句ニ曰乍恐書付ヲ以テ申上候、近年村方一統難義

二及、御年貢等ハ上納いたし候へども、御取長の赴き、一壺承り度旨御辻(ママ)可被成下候と願上ゲ申度、御聞濟無之バ残之貢米金納申上度様、依之村方一統連判可仕候

年明けになると組全体では村ごとに評議をして石代納の嘆願書を県に出す動きが出てくるが、この村では、今までと何ら変わることなく、ただ大庄屋の達しのみに従っていた。しかし、気になる嘆願書の文言を書いている。そして、嘆願書を出したことで農民達が次々捕えられたことを書いて書いている。

依之正月七日甚助被召取、同九日作兵衛被召取、同十三日迄ハ下山添村勘助、外野内島村源右衛門、高坂重助【(加筆) 文太郎杯も口聞のものにて候へ共、馬之助様行、多行も不致為召取兼】皆々被召取酒田へ下し

同年九月になり再び闘争の中心の士族や農民を逮捕する県の弾圧が強くなると、村では中心の農民をかくまいつつ、自分たちはただ飯を食っていただけで関わっていないとしている。

同二日【新九月十二日】、村方百万遍の節、夫々被召取候二付、本方へ名ヲ出したる者、嘉左衛門・新四郎・松右衛門、当時身隠す事村相談ニ及び、是脇方へ行ても只飯ヲ給テ不入ぬと言う

同四日の晩、一両と四百文嘉左衛門へ寺にて相渡ス。右夫々ニ身ヲバかくすなり。

そして、この村も逮捕された人達を救おうと酒田めざし押し寄せに立ち上がる。高寺村外れで昼を食べていると、ちょうど農民たちが渡前から引き返したので、様子を聞いたところ、

酒田迄押寄せる心得にて参り候処、渡前にて平(兵)隊三十人斗(ばか)り出張ヲいたス、人数の内二人斗り被召取候為、是二付引返り、乍去此大勢がくり出し候ならば平隊も驚其俣出張もやぶり候と言て、大勢押寄セ候間盜八幡宮へ陣ヲ取、弥取究(とりきめ)の次第ハ一統の中より一番隊三百人、二番隊三百人も此人数ヲ結、一番隊二米五俵、二番隊へ米三俵、是等の者へハ一統より手当ヲいたす事ニ御座候間、是等の者ハ無御座候かと相尋候へ共、誰も一人も返事ハ無御座、又是切ころされ候者へハ一統より金百両指遣候□とも大勢の人数も身二ひきやうヲいたす、誰を先達者もなかりけり

酒田押し寄せる途中の渡前には士族隊三十人ほどこいて二人が捕まったので、こちらから一番・二番と隊列を組んで行けば突破できるのではないか、手当も出すという相談をしたが、結局、先頭を引き受ける者はいなかった。

其為段々押寄セ候処、間渡(馬渡)村外にて

一統休足いたス。彼レ是道筋様子ヲ伺次第、藤島ニテハ平隊百五十人斗出張ヲいたし、又は酒田田川筋の渡りハ留る

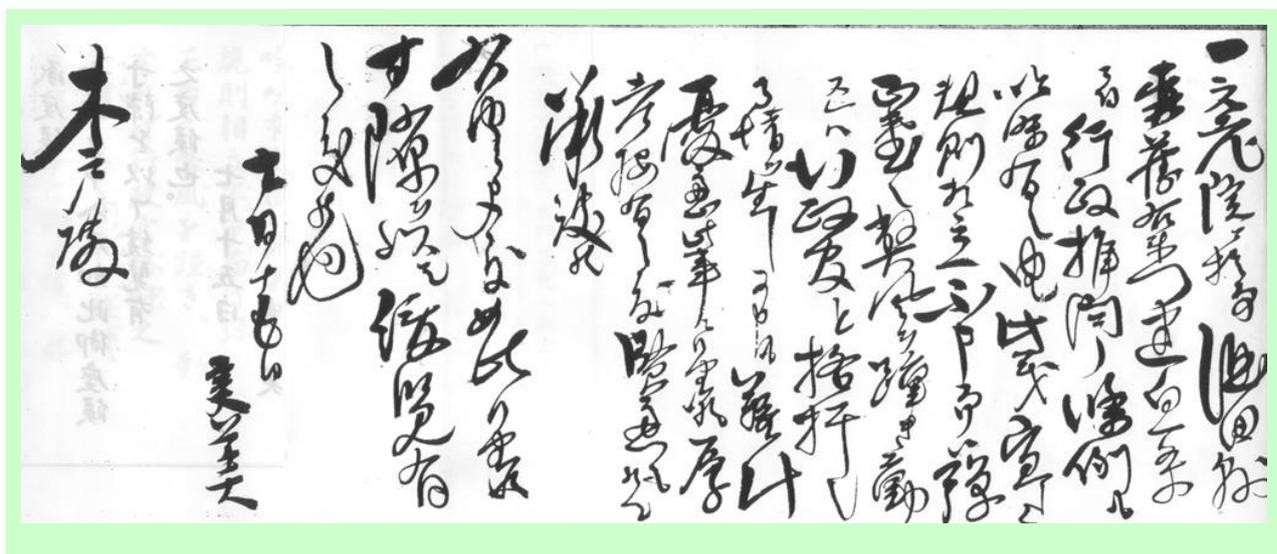
先頭に立つ者はいないので、このまま押し寄せて行つたが、藤島には士族隊百五十人ほどが出動しているし、最上川を渡っていくのは…。このように、当時の農民たちの様子や心情が臨場感あふれるように伝わってくる。

一方、まだまだ調べられていない明治政府関係の史資料もあることがわかってきた。その二点を紹介したい。この二点の史料から、ワツパ騒動への対応が政府内でも重要課題だったことがわかってくる。

一点目は三条実美から木戸孝允に宛てた手紙で、元老院が行政推問権を使い酒田県でのワツパ騒動の調査をしようとしているのは、行政権に制限をかけるので検討が必要だとしている史料である。

二点目は、「元老院日誌」史料で、一八七五年に酒田県商人森藤右衛門が提出した建白書に関するものである。この史料からは、いかに元老院で森の建白にかなりの時間を割いているかがうかがえる。

ワツパ騒動の研究は、新たな始まりを迎えている。その一端を紹介した。



三条実美から木戸孝允への書翰

木戸家文書(三条実美手紙等)、宮内庁書陵部蔵。

一、元老院ニ於而酒田縣森藤右衛門建白一条ニ付、行政推問ノ條例モ吟味有之由シ、此義宜シク規則相立不申而ハ彈正臺之幣風ヲ踵き、動スレハ行政官と格杆之事情ヲ生シ可申モ難計、憂慮此事ニ御坐候、厚考按有之度、賢慮モ候ハ、承致候
右内々申入度、如此御座候、寸隙ヲ以テ緩覽有之度候也
七月十五日(明治八年)
實美
木戸殿

「元老院日誌・ワッパ騒動関係目録」(国立国会図書館蔵)

明治8年

- 5月 第 63号 酒田県下森藤右衛門建白書ヲ上ル
7月 第299号 願書建白書受付規則及森藤右衛門建白本院ニ於テ受付スヘキヤ否ノ儀開議
(305号 願書建白書受付規則決議)
313号 森藤右衛門建白ノ儀酒田県伺
329号 森藤右衛門建白ノ儀酒田県伺ヘ口達
365号 推問掛ニ命シテ酒田県平民森藤右衛門ヲ召シ建白書ヲ尋問ス
(390号 推問条例上奏)
8月 第397号 森藤右衛門推問中傍聴ノ儀日報社出願
407号 森藤右衛門推問中日報社ノ傍聴ヲ聴サス
448号 森藤右衛門建白ノ顛末司法省照会
455号 森藤右衛門建白ノ顛末司法省ヘ回答
9月 (第503号 本院議事中止 12日)
517号 小野組支店ヨリ森藤右衛門ヘ係ル貸付金ノ儀大蔵省照会
524号 小野組支店ヨリ森藤右衛門ヘ係ル貸金ノ儀大蔵省ヘ回答
535号 沼間権大書記官岩神権少書記官ヘ鶴ケ岡出張ヲ達シタル旨太政大臣ヘ上申ス
536号 沼間権大書記官外三名ヘ出張ヲ命シタル旨三島鶴ケ岡県令ヘ達ス
540号 森藤右衛門建白ニ関スル鶴ケ岡県上申内務省ヨリ交付
541号 鶴ケ岡県ヘ出張人名ノ儀内務省ト往復
545号 沼間権大書記官ノ一行鶴ケ岡県ヘ発ス
11月 第637号 沼間権大書記官ヘ鶴ケ岡出張ヲ命シタルノ件太政大臣詰問
639号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張ノ件太政大臣達及上答
647号 沼間権大書記官ノ一行帰京
649号 沼間権大書記官ヘ鶴ケ岡出張ヲ命シタル件太政大臣詰問
652号 沼間権大書記官ノ質問ニ要スル鶴ケ岡県令上申書下付ヲ請フノ伺進達
663号 沼間権大書記官ノ質問ニ要スル鶴ケ岡県令上申書下付ヲ請フノ伺ヘ指令
666号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張中金井允釐等ヘ係ル件同県照会
675号 沼間権大書記官出張中着手ノ次第太政大臣督促
686号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張始末上申ノ儀史官ト往復
12月 第715号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張着手ノ次第ヲ開申ス
716号 前同人同所出張中金井允釐等ヘ係ル件同県ヘ回答
737号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張権外處分ノ儀太政大臣詰問
740号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張中金井允釐等ヘ係ル件同県伺
744号 森藤右衛門建白及沼間権大書記官等鶴ケ岡県出張始末
754号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張中預ケ申付タル者共旅費日当ノ儀同県照会

明治9年

- 1月 第 64号 森藤右衛門建言ニ係ル事實詳審書閲覽ヲ要スル為メ各議官ヲ召集ス
78号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張中金井允釐等ヘ係ル件回答及通牒
2月 第115号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張中金井允釐等ヘ係ル件鶴ケ岡県伺
135号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張中預ケ申付タル者共ヘ旅費日当ノ儀鶴ケ岡県照会
165号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張中金井允釐等ヘ係ル件面晤ノ儀三島鶴ケ岡県令ヘ通牒
167号 沼間権大書記官鶴ケ岡出張中金井允釐等ヘ係ル紛紜始末
3月 第246号 森藤右衛門建白及詳審書類請求ノ儀児島判事ヨリ照会
260号 森藤右衛門建白及詳審書類請求ノ儀児島判事ヘ回答
270号 沼間書記官鶴ケ岡出張中預ケ申付タル者共旅費日当始末

〈資料紹介〉

『山形県統計書』に見る

「スペイン風邪」

今、世界は新型コロナウイルス克服の課題に直面していますが、人類はちょうど一〇〇年前にも、「スペイン風邪」と呼ばれるウイルスとの闘いを経験しています。このできごとは、史上稀に見る世界的大流行（パンデミック）と言われ、日本でも約三九万人が死亡したとされま

年	男(人)	女(人)	計(人)	内0～5歳(人、%)
大正5年	71	63	134	93 69
大正6年	59	48	107	84 79
大正7年	386	339	725	266 37
大正8年	621	547	1168	427 37
大正9年	1173	1126	2299	586 25
大正10年	124	150	274	153 56
大正11年	201	199	400	231 58
大正12年	82	71	153	110 72

表1 「流行性感冒」による山形県の死亡者数

一九一八（大正七）年から一九二〇（大正九）年に流行したこのインフルエンザウイルスは、当時の日本では「流行性感冒」と呼ばれています。ここでは、その前後する時期の『山形県統計書の『衛生之部』に「スペイン風邪」の痕跡を

表1は、「流行性感冒」により死亡した人の年別の数です。「スペイン風邪」は一九一八年から一九一九年と一九一九年から一九二〇年にかけての二つの波がありました。山形県ではこのうち第二波の被害が大きかったことがうかがえます。また、もともと「流行性感冒」による死亡者は乳幼児に多いものですが、「スペイン風邪」においても、ほぼ三割が乳幼児であったことがわかります。

年月日	分類	文書番号	件名
大正7年			
10月26日	通牒通達	収衛第2305号	悪性感冒予防二関スル依命通牒通達ノ件
11月27日	通牒通達	発衛第114号	流行性感冒患者及死亡数報告方通達ノ件
大正8年			
2月8日	告諭	告諭第1号	悪性感冒予防二関スル件
1月25日	通牒通達	号外	流行性感冒二関スル調査方通達ノ件
2月3日	通牒通達	収衛第240号ノ1、2	悪性感冒撲滅二関シ通牒通達ノ件
2月3日	通牒通達	発衛第15号	悪性感冒撲滅二関シ通達ノ件
2月6日	通牒通達	発衛第20号	悪性感冒撲滅二関シ通牒ノ件
2月12日	通牒通達	収衛第282号ノ2	流行性感冒予防二関シ通達ノ件
11月12日	通牒通達	発衛第181号	流行性感冒予防二関シ通達ノ件
12月8日	通牒通達	収衛第3086号ノ1	流行性感冒二関シ通達ノ件
大正9年			
9月9日	県令	県令第74号	流行性感冒予防費補助規定二関スル件
9月9日	訓令	訓令第53号	流行性感冒予防費補助申請手続二関スル件
1月17日	告諭	告諭第1号	流行性感冒予防二関スル件
1月8日	通牒通達	収衛第14号ノ1、2	流行性感冒予防二関スル通牒通達
1月8日	通牒通達	発衛第2号	同上報告二関シ通達
1月20日	通牒通達	収衛第23号	流行性感冒予防二関シ庁内各課長へ通牒
1月20日	通牒通達	収衛第109号ノ1	流行性感冒予防二関シ各官衛及県立学校長二通牒
1月20日	通牒通達	発衛第22号	流行性感冒予防計画二関スル件通達
1月22日	通牒通達	発衛第27号	流行性感冒患者報告二関スル件通達
1月31日	通牒通達	発衛第38号	流行性感冒予防ポスター配布二関スル件通達
3月16日	通牒通達	収衛第705号ノ1	流行性感冒患者報告フ旬報トスル件通達
4月5日	通牒通達	収衛第711号ノ1、2	流行性感冒調査二関スル通達通牒
4月8日	通牒通達	発衛第96号	流行性感冒予防二関スル件通達
10月21日	通牒通達	発衛第195号	流行性感冒統計編纂材料二関スル件通達
大正10年			
1月14日	通牒通達	収衛第78号ノ1、2	流行性感冒予防二関スル通達通牒
1月24日	通牒通達	発衛第16号	同上報告二関スル件通達
2月8日	通牒通達	発衛第24号	流行性感冒旬報様式変更二関スル件通達
8月4日	通牒通達	収衛第4468号ノ1	流行性感冒報告二関スル件通牒通達
11月25日	通牒通達	発衛第107号	流行性感冒調査ノ件通達
大正12年			
1月13日	通牒通達	発衛第5号	流行性感冒予防二関スル通達

表2 「流行性感冒」に関する山形県の通達

（山形県地域史研究協議会副会長 山内 励）

「スペイン風邪」の素性や世界的実態を当時の県民がどの程度知り得て理解できたかは定かではありません。先人たちのウイルスの闘いか、それを改めて受け継ぐことが、今の私たちの闘いにも力になるように思います。

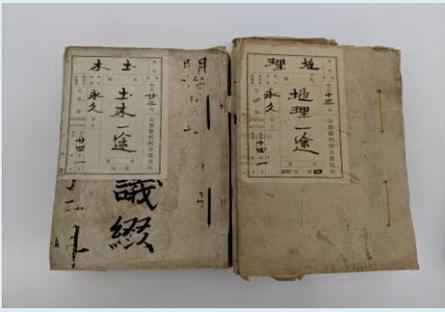
《資料紹介 県史資料室資料》

西村山郡役所史料

「地理一途」「土木一途」

県史資料室の一角に、旧西村山郡役所関係の文書綴「地理一途」「土木一途」の簿冊八七冊が保管されています。昭和五十四（一九七九）年四月、寒河江建設事務所が西村山合同庁舎（現 村山総合支庁西村山地域振興局）に移転するに際し、旧西村山郡役所（沿革史）で作成・保管されてきた簿冊を当時の県史編さん室で引き継いだものです。「地理一途」は、明治十一（一八七八）年から大正十一（一九二二）年まで、「土木一途」は明治二十（一八八八）年から大正十二（一九一七）年まで、

「地理一途」「土木一途」の簿冊（県史資料室所蔵）



「地理一途」「土木一途」の簿冊
（県史資料室所蔵）

西村山郡役所の文書綴 87冊

年度		冊数	年度		冊数
地理一途			土木一途		
1	明治11年	1	32	明治22年	1
2	明治11・12年	1	33	明治23年	1
3	明治13年	3	34	明治24年	1
4	明治14年	4	35	明治25年	1
5	明治15年	5	36	明治27年	1
6	明治16年	4	37	明治28年	1
7	明治17年	4	38	明治29年	1
8	明治18年	2	39	明治30年	1
9	明治19年	2	40	明治31年	1
10	明治20年	2	41	明治32年	1
11	明治21年	3	42	明治33年	1
12	明治22年	3	43	明治35年	1
13	明治23年	2	44	明治37年	1
14	明治24年	2	45	明治38年	1
15	明治25年	2	46	明治40年	1
16	明治29年	2	47	明治42年	1
17	明治30年	1	48	明治43年	1
18	明治31年	2	49	明治44年	1
19	明治32年	1	50	明治45年	1
20	明治33年	1	51	大正2年	1
21	明治34年	2	52	大正3～5年	1
22	明治35年	1	53	大正6～8年	1
23	明治36年	1	54	大正9年	1
24	明治37年	1	55	大正10年	1
25	明治40年	1	56	大正12年	1
26	明治41年	1		(三山電気鉄道敷設関係あり)	
27	明治44年	1	砂利置場書類		
28	明治45年	1	57	明治35年～大正15年	1
地理関係			永久書類綴 事務引継(寒河江土木出張所)		
29	大正4～7年	1	58	大正12年起～昭和22年	1
30	大正8～10年	1	例規綴 参輯(寒河江土木出張所)		
31	大正11年	1	59	昭和14年～昭和24年	1

西村山郡役所 沿革史

年	月日	記事
明治11年(1878年)	7月22日	新三法の制定 西村山郡の編成
	8月10日	郡役所建築棟梁に富樫伊久助が任命される
	10月7日	西村山郡役所設置の開所祝(3日雨・祇園ばやし・屋台)
	11月1日	県内に11郡の郡役所が設置され、郡長が任命される。
	11月7日	山形県令三島通庸、工事中の郡役所の視察
	11月24日	初代西村山郡長に海老名李昌(会津藩出身)が正式に就任
12月4日	新庁舎の落成 洋風建築として西村山郡最初の建物	
明治19年(1886年)	8月	西村山郡会議事堂の完成
明治22年(1889年)	4月1日	市町村制施行開始
明治24年(1891年)	4月1日	郡制施行開始
大正12年(1923年)	4月1日	郡制廃止 15代郡長伊藤貢(盛岡出身)、最後の郡長となる。
大正15年(1926年)	7月1日	郡役所の廃止
昭和2年(1927年)	9月	元郡役所に寒河江町役場が移転
昭和17年(1942年)		西村山地方事務所を開設
昭和53年(1978年)	11月	旧郡役所の建物が山形県有形文化財に指定
昭和54年(1979年)	1月	西村山合同庁舎の新築完成。地方事務所閉庁
昭和56年(1981年)	10月	長岡山に移転復元され「寒河江市郷土館」旧西村山郡役所として保存

ら、郡役所が県や各市町村との関わりの中でどんな役割を果たしてきたのか、見ていきたいと思えます。当時の西村山郡役所の職員の組織が「明治十三年一月 山形県職員録」(『山形県史 資料篇 近現代史料1』)に記されています。郡長と九名の郡書記が配置されていました。郡役所の具体的な仕事については、明治

西村山郡	郡長	郡書記	月俸四十五円
全	長澤惟和	久留就教	全
全	服部赫之介	服部赫之介	全
全	船橋英昌	船橋英昌	全
全	松井幸生	松井幸生	全
全	高山英造	高山英造	全
全	荏子時知	荏子時知	全
全	村井信近	村井信近	全
全	藤崎操	藤崎操	全
全	大沼寛十郎	大沼寛十郎	全
全	平民	平民	全

明治十三年一月「山形県職員録」
『山形県史 資料篇 近現代史料1』

十一年十一月一日に山形県令三島通庸の名にて「郡長処分条件ニ付達」が出されています。「官有地ノ倒木枯木ヲ売却スル事」等具体的な三八項目について、郡役所を通して県に届を出すことなどを明記しています。さらに十三年二月の「郡務取扱規定改正ニ付達」では、郡役所に第一科(庶務・衛生)第二科(勸業・学務)第三科(地理・土木・租税・出納)の三つの科を設置し、互いに補い合い、事務の溜滞のないように定めています。「地理一途」「土木一途」は、ここでは第三科の公文書に属します。明治十三年の「地理一途」を見てみます。この簿冊には、西村山郡内の各村から出された「官山御拂

下願」「官有地御拂下願

二付上申」「薪

木伐採之儀ニ

付御伺」「立木

伐採之儀伺」

「草地開墾之

儀願」「官林松

茸投票」等の

様々な案件の

文書が綴じら

れています。村

惣代や村人か

ら県知事宛に出されたもので、それまでの「入会地」が官有地となったことによる伺書・願書も多く見られます。

同簿冊の記事に、明治十三年十月、田代村から出された「学校新築ニ付官有地立木御拂下願」があります。田代村では、明治十一年二月五日に田代發氏の小屋を借用して田代学校が開校しています。しかし、「子々孫々ニ至ル迄」多くの子どもたちが学べるよう新しい学校を建てようとした村では、有力者等から七百円余もの多額の献金を募り、新築に必要な杉木等の用材を払い下げてくれるよう県令宛に願書を出しました。郡役所では、学校新築に関わるこの案件を「学務」を担当する「第二科」と「地理」

田代村「学校新築ニ付官有地立木御拂下願」(明治十三年度「地理一途」)



を担当する

「第三科」と

両科で担当

しています。

この願書は、

郡長の推薦

文書が添え

られ、絵図や

用材の細か

な本数等と

合わせて県

に提出され

ています。

方今文化駿手トシテ進入、之レ實ニ海内未曾有之御盛舉ニ付、草奔至愚ノ小民ト雖モ深く感佩仕、一般村中同心協力、子々孫々ニ至ル迄永ク文明ノ養域ニ従事為仕度、当村字赤澤合反別壹反廿四歩ノ場所江、村内獻資金等七百四円拾三銭余ノ目論見ニテ新築ノ儀、本月十五日附ヲ以奉願候處、良材ニ乏シク、目下着手差支困難罷在候ニ付、一同協議之上前顯記入ノ代價ヲ以テ御拂下被成下度、最モ他へ比較候テハ抵價ニモ相當リ可申哉ニ御座候得共、居村ヨリ里程二里三拾丁余有之、且嶮岨ニシテ運搬不弁利之地御洞察之上、何卒特別之御詮議ヲ願之通御允可相成、學校新築ノ情願行届候様被成下度、連署ヲ以此段奉願上候也



願書に添付された図絵 (明治十四年度「地理一途」)

願書は、田代村小前惣代宮林九三郎他四名の願人、

戸長、学務委員の連名で、山形県令三島通庸に三回

出されています。これに対する県からの返答は次の

とおりでした。県通達は朱書で付記されています。

① 地第五千八百四十号

書面之趣評議之次第有之難聞届候事

明治十三年十一月八日

② 地第九百九十九号

書面之趣難聞届候事

明治十四年三月七日

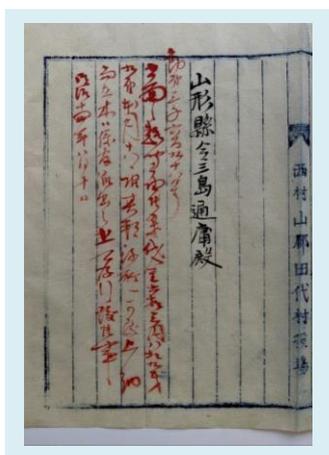
③ 勸第三千六百九十八号

書面之趣聞届候条代金六拾三元八拾九銭九厘本月十八日限其郡役所へ可致上納尚立木

ハ係官派出之上可及引渡候事

明治十四年八月十日

ようやく許可が下りたのは十四年八月十日で三度目のことでした。郡役所は村と県の間に立ち、何度も調整をしてきました。その後、田代村では洋風二階建の学校を新築し移転することができました。



三度目の県通達 (明治十四年度「地理一途」)

次に「土木一途」を見てみましょう。明治二十二年から二十三年の簿冊には、「道路開修之儀願」「田井橋開通式執行之儀二付願」「寒河江川通堤防修築下目論見帳」「水車営業願」等の文書名が並んでいます。土木掛（土木課）は、「道路水利二関スル事項」（明治二十四年三月 郡役所庶務細則）を担当しています。土木事業には、道路の新開・修繕、橋梁の新架、架換修繕、堤防、護岸、水利の活水などが含まれます。

二十三年度の簿冊に「明治二十二年 風水害表」があります。二月三日付で県の土木課より毎年一月三十一日まで提出するようにと厳しく催促され提出したものです。谷地町はじめ各村から出された風水害表と西村山郡全体をまとめた表が綴じてあります。西村山郡では昔から毎年のように寒河江川や最上川、その支流による水害に悩まされてきました。実は明治二十二年六月二十四日から二十五日にも梅雨明けの大雨による大洪水があったのです。『山形県災異年表』（二九七九年）に明治二十二年の「最上川大洪水」について次のように記されています。

六月二十四日午後より降雨

上 明治二十二年 風水害表 (西村山郡)
下 明治二十二年 風水害表 (谷地村)
(明治二十三年度 「土木一途」)

盆を覆すが如し、一分時も晴天なく二十五日夜四方に半鐘を鳴らし消防夫を繰出し漸く其難を免れたり、谷地町にては浸水家屋九三戸、焚出しを受けしもの五四八人、最上川平水より一丈二、三尺高く五〇年前より曾てなき大洪水なりといふ堤防が切れ、寒河江川や多くの支流からも出水し、広い田畑が泥水に飲み込まれました。繰り返す大きな災害は村を疲弊させていきます。多くの農作物の被害を受けた郡内の村々から、直ぐに復旧への願届が出されました。二十二年度の簿冊には、七月に西根村から出された「寒河江川通堤防急仕越修築御届」「寒河江川堤防造築二付地方税ヨリ補助被成下度願」をはじめ、八月の三泉村、九月の寒河江村・溝延村、十月の谷地村の願書が続いています。一つ

の村の経済で堅牢な堤防を気づくことは非常に困難で、県の補助金を懇願しています。しかし当時県は、町村ごとに水利士功会を設立させ、その協同の力をもって経営することを進めていました。西村山郡でもそれ以前、明治十一年の寒河江川洪水により被害を受けた西根村はじめ八カ村が翌年堤防組合を組織しました。この大水害の翌二十三年二月六日、寒河江村・西根村・三泉村・醍醐村・西里村・谷地村・溝延村が参加し「寒河江川河身改修組合」が結成され、翌年から工事に入っていますが、これには当時の郡長西川耕作（西里村出身）の尽力もあつたといわれています。

これら西村山郡役所の多くの簿冊は、明治期から大正期にかけて県と村の中間に設置された郡役所という地方行政機関の具体的な姿を知る貴重な史料です。

山形県 県史たよりの 第十七号
令和 二年九月三十日発行
編集・発行 山形県総務部学事文書課分室 県史資料室
〒九九一 八五〇 一
寒河江市大字西根字石川西三五五
村山総合支庁西村山地域振興局
電話 〇三七七 八三一 二二五
FAX 〇三七七 八三一 二二六